保険・年金だより

国民健康保険

■国民健康保険税

平成16年度の国民健康保険税納税通知書を8月初めに送付します。この通知書は、40歳以上64歳までの方については、医療保険分と介護保険分をあわせたものとなっています。

▼医療保険分①所得割額→平成16年度課税標準額の5％②資産割額→平成16年度固定資産税額の13％③均等割額→被保険者一人につき21，000円④平等割額→一世帯につき1，200円※課税限度額53万円

▼介護保険分（40歳から64歳の方）①所得割額→平成16年度課税標準額の0・9％②資産割額→平成16年度固定資産税額の3・8％③均等割額→被保険者一人につき7，000円④平等割額→一世帯につき1，200円※課税限度額7万円

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④の合計が年間の保険税で、年により金額が変動します。

納付期限第1期8月31日、第2期9月30日、第3期11月1日、第4期11月30日、第5期12月28日、第6期2月28日です。

■介護保険料

介護を必要とする時に誰もが安心してサービスを利用できるよう、みんなで保険料を納めましょう。

保険料65歳以上の方は本人や家族の方の前年の所得に応じて5段階に区分され、年間の保険料額は左表のとおり個人ごとに決まります。

65歳以上の方の平成16年度の介護保険料			
所得段階	対象者	計算方法	保険料
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.50	20,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.75	30,400円
第3段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	基準額×1.00	40,600円
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	50,700円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	60,900円

納付8月初めに通知書を送付します。納入通知書で納める「普通徴収」と受給されている年金から天引きする「特別徴収」とがあります。

※平成15年度中に65歳になった方や福生市に転入された方で年金を受給されている方は、平成16年9月分までは普通徴収、10月分からは特別徴収となります。

納付時期普通徴収は国民健康保険税と同じく年6回、特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ保険年金課保険年金係

■保険税等の納付は便利な口座振替で

納税通知書にはがきでの口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、郵便ポストへ投函していただくだけで手続きができます。

問合せ収納課収納係

■高額な医療費は一部払い戻しされます

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分は高額療養費として払い戻しされます。自己負担限度額、計算方法は70歳未満の方と70歳以上の方で異なります。

また、同じ世帯で高額の自己負担が複数あった場合には、合算されます。該当する方には、はがきでお知らせします。（通常、医療機関にかかってから約3か月後ですが、それ以上かかることもあります。）自己負担限度額は住民税の課税状況によって変わります。

なお、著しく高額な医療費のため支払が困難な場合に限り、高額療養費資金貸付の制度がありますので、ご相談ください。

申請に必要なもの①はがき②認め印③医療機関の領収書

申請場所保険年金課保険年金係

■国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証は有効期限が平成16年7月31日までになっています。8月1日からお使いいただく高齢受給者証を7月下旬にお送りします。

問合せ保険年金課保険年金係

老人保健

■老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証について

「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方で、市民税非課税世帯（世帯の全員が市民税非課税）の方は、申請されますと「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。入院時に、この認定証を医療機関の窓口に提示していただきますと、一部負担金と食事代が減額されます。該当すると思われる方は、入院前に手続きにお越しください。

※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。現在認定証をお持ちの方も、今月末に認定が切れますので、引き続き該当すると思われる方は、申請を。

申請に必要なもの老人保健法医療受給者証、保険証、印鑑

■老人保健法医療受給者証の負担割合の見直し

「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方には、医療機関受診の際、前年の所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または2割の一部負担をしていただいています。

8月は負担割合見直しの時期です。平成15年1年間の所得状況により、医療費の負担割合を判定し、8月1日から新たな負担割合を適用します。今回の判定で、前年と負担割合が変わった方には、新しい負担割合の「老人保健法医療受給者証」を7月末までに郵送します。

※今回の判定の結果、2割負担となった方でも、同じ世帯の高齢者の平成15年の収入合計金額が、次の額に満たない場合は、7月中に、郵送される「基準収入額適用申請書」により、申請すると、1割負担となります。

・同じ世帯に他に70歳以上の高齢者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む）がいる場合→収入637万円未満

・同じ世帯に他に70歳以上の高齢者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む）がいない場合→収入450万円未満

※古い負担割合の「老人保健法医療受給者証」は、同封の返信用封筒に入れて、必ず返送してください。

問合せ保険年金課老人医療係

国民年金

■障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れずに！

①20歳前の病気やケガによる障害基礎年金をうけている方

②障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届けは、8月から平成17年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されますので、必要事項を記入のうえ、保険年金係へ提出してください。

問合せ保険年金課保険年金係

児童手当制度改正のお知らせ

児童手当制度の支給対象年齢が小学校第3学年修了前までに（9歳到達後最初の年度末まで）拡大されました。新たに児童手当を受けようとされる児童の保護者の方は、市役所の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

児童手当の支給額（月額）

※金額の変更はありません。

▽第一子・第二子5，000円

▽第三子以降10，000円

※認定請求は常時受付していますが手続きはお早めにお取りください。また、所得制限があります。

問合せ子育て支援課子育て支援係

新築市営借上高齢者住宅シルバーピア北田園（12月入居予定）の入居者・生活協力員を募集

申込用紙の配布・受付7月20日㈫～24日㈯午前9時～午後5時市役所本庁舎1階高齢福祉係

申込み申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

所在地北田園二丁目12番地4

■入居者募集

募集戸数1ＤＫ18戸（単身用）

65歳以上の単身者（昭和14年7月25日以前生まれの方）が対象です。申込資格はお問合せください（広報ふっさ7月1日号にも掲載しています）。※自家所有者は原則として申込み不可。

■生活協力員募集

新築市営借上高齢者住宅（北田園二丁目12番地4）の入居者となり、市との業務委託契約に基づき、入居者の安否確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、生活の相談などを行っていただきます。

募集人員（戸数）1名（1戸）

同居親族がいること、福生市内に引き続き1年以上居住しているなど申込資格が定められていますので、お問合せください（広報ふっさ7月1日号にも掲載しています）。

問合せ介護福祉課高齢福祉係